

北名古屋市防犯カメラ設置補助事業実施要項

北名古屋市では、安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪抑止及び地域の防犯力の向上を図るため、自治会が新たに設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助要件

次の要件すべてを満たすことが必要です。

- (1) 「北名古屋市の自治会による防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合した防犯カメラの運用要領を策定し、自治会で独自に防犯カメラを設置すること
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること
- (3) 防犯カメラの設置後に自治会で維持管理をすること
- (4) 主として道路などの公共空間で不特定多数の者が行き交う場所を撮影する防犯カメラであること。

※ 補助金の対象となった防犯カメラは、設置後5年間は撤去や移設はできません。

2 補助対象経費

防犯カメラの設置に必要な費用

- (1) 防犯カメラ本体（道路等を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたカメラ）
- (2) 防犯カメラ設置工事費
- (3) 防犯カメラ撮影に係る調整費
- (4) 防犯カメラ設置を啓発する表示板製作・設置費

※ なお、防犯カメラの維持管理費（電気代、修理代等）、設置による地代及び占用料、操作のための指導料は対象となりません。

3 補助金の額

防犯カメラの設置に必要な経費の全額とし、上限を50万円とします。

また、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

4 申し込み期間

仮交付決定後から仮交付決定年度の7月31日まで

○補助金申請手続きの流れ

1 補助金の交付を希望する前年度に防犯カメラ設置計画を提出



2 仮交付決定、通知



3 補助金交付申請

所定の申請書に次の書類を添えて、申請してください。

- (1) 防犯カメラの設置を協議した自治会の総会又は役員会の会議録の写し
 - (2) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲となる住民等の同意書の写し
 - (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
 - (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
 - (5) 自治会が定めた防犯カメラの運用要領
 - (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者を特定するもの
 - (7) 防犯カメラの購入、設置に係る見積明細書の写し
 - (8) 購入を予定している防犯カメラのカタログ等
- ※ (1)～(8)は所定の様式はありませんので、任意の様式で構いません。
- ※ (3)、(4)の位置図及び平面図は地図と一緒に記載いただいて構いません。
- ※ 補助金の交付申請は、年度内1回限りです。

4 交付決定・工事開始

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金の交付決定を送付しますので、交付決定後に申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

5 完了報告

補助事業の完了報告は、設置工事等がすべて完了した日の翌日から30日以内に所定の完了報告書に次の書類を添えて、提出してください。

- (1) 防犯カメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) 防犯カメラの設置について、権原があることを示す書類
- ※ (1)～(3)は所定の様式はありませんので、任意の様式でかまいません。

6 確定通知・請求

完了報告の審査等を行い、適当と判断された場合は、補助金額の確定通知書を送付しますので、交付を受けようとするときは、所定の請求書を提出してください。

※ 完了報告及び請求が1月末に提出いただきますと2月末までに補助金を交付することができます。

完了報告及び請求の提出が遅れますと、補助金の交付も遅れることとなります
自治会の会計締切日に気を付けてください。

7 補助金の交付

請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付します。